

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし、以下の事務を行う。 また、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人についても、同様の事務を行う。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法による進学・就職準備給付金の支給に関する事務 ④生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑤生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑥医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、統合専用端末自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表の23の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ③狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1の1の項 ④狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条 ⑤生活保護法 附則(令和3年6月11日法律第66号) 第10条 ⑥生活保護法 第34条 第5項および第6項、第80条の4 第1項および第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 特定個人情報の提供の制限 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表の23の項 令和6年省令第9号 第2条の表42、43、161、162の項、第44条、第45条、第163条、第164条 【条例事務関係】 番号法第19条第9号 狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第2の1の項 2. 医療扶助のオンライン資格確認事務に係る根拠 生活保護法 附則(令和3年6月11日法律第66号) 第10条 生活保護法 第80条の4 第1項および第2項 番号法 附則第6条第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 福祉部 生活福祉課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話 04-2953-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
B. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の紐づけに関する事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。住基ネット照会は、基本4情報又は住所を含む3情報による確認を徹底しており、入力作業についても複数の職員によるダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	IDとパスワード、静脈認証の多要素認証を導入しているPCを使用しており、生活保護システムへのアクセスも、別途IDとパスワードを必要としている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正アクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ 関連情報 5 評価実施機関における担	生活福祉課長 久保田康彦	生活福祉課長	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ 関連情報 5 評価実施機関における担	福祉こども部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和4年7月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	狭山市 福祉こども部 生活福祉課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	狭山市 福祉部 生活福祉課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年1月13日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	生活保護法に基づき、保護の決定及び実施 (保護費の支給管理・統計処理等)を行って	生活保護法に基づき、生活に困窮する国民 に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を	事前	医療扶助のオンライン資格確 認の事務開始に伴う変更
令和5年1月13日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	生活保護システム、宛名システム、番号連携 サーバー(団体内統合宛名システム)、中間	生活保護システム、宛名システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システ	事前	医療扶助のオンライン資格確 認の事務開始に伴う変更
令和5年1月13日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護ファイル	生活保護特定個人情報ファイル 宛名特定個人情報ファイル	事前	
令和5年1月13日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	①番号法第9条第1項 別表第一の15の項	事前	医療扶助のオンライン資格確 認の事務開始に伴う変更
令和5年1月13日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	1. 特定個人情報の提供の制限 【情報提供の根拠】	事前	医療扶助のオンライン資格確 認の事務開始に伴う変更
令和5年1月13日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	委託しない	十分である	事前	医療扶助のオンライン資格確 認の事務開始に伴う変更
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	①番号法第9条第1項 別表第一の15の項	①番号法第9条第1項 別表第一の15の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②事務の概要 ③進学準備給付金 ⑥医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する準備事務	②事務の概要 ③進学・就職準備給付金 ⑥医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ③狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1の1の項 ④狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条 別表第2の1の項 ⑤生活保護法 附則（令和3年6月11日法律第66号） 第10条 ⑥生活保護法 第34条 第5項および第6項 第80条の4 第1項および第2項（令和5年度中の施行予定）	①番号法第9条第1項 別表の23の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ③狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1の1の項 ④狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条 ⑤生活保護法 附則（令和3年6月11日法律第66号） 第10条 ⑥生活保護法 第34条 第5項および第6項、第80条の4 第1項および第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 特定個人情報の提供の制限 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28 30、31、37、38、42、50、53、54、61、62 64、70、87、90、94、104、106、108、113 116、120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 【条例事務関係】 番号法第19条第9号 狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第2の1の項 2. 医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する準備事務 生活保護法 附則（令和3年6月11日法律第66号） 第10条 生活保護法 第80条の4 第1項および第2項（令和5年度中の施行予定） 番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためだけではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）	1. 特定個人情報の提供の制限 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号）（以下「令和6年省令第9号」という。）第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表の23の項 令和6年省令第9号 第2条の表42、43、161、162の項、第44条、第45条、第163条、第164条 【条例事務関係】 番号法第19条第9号 狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第2の1の項 2. 医療扶助のオンライン資格確認事務に係る根拠 生活保護法 附則（令和3年6月11日法律第66号） 第10条 生活保護法 第80条の4 第1項および第2項 番号法 附則第6条第4項	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 【判断の根拠】 特定個人情報の紐づけに関する事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。住基ネット照会は、基本4情報又は住所を含む3情報による確認を徹底しており、入力作業についても複数の職員によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年11月15日	IVリスク対策 11. 最も優先順位が高いと思われる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 【当該対策は十分か】 IDとパスワード、静脈認証の多要素認証を導入しているPCを使用しており、生活保護システムへのアクセスも、別途IDとパスワードを必要としている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正アクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	